

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（厚生労働省）

制 度 名	たばこ対策としてのたばこ税の税率の引上げ	
税 目	たばこ税	
要 望 の 内 容	「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」、「健康日本 21」及び「がん対策推進基本計画」等を踏まえ、喫煙率の減少のためにたばこ税の税率の引上げを要望する。（たばこ税法第 11 条）	
	増収見込額 （平年度）	— (—)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>たばこ価格を引き上げることによって、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」及び「健康日本 21」等で提唱されている喫煙率の減少に向けたたばこ対策の推進を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>○平成 17 年 2 月に発効した「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」においては、たばこの消費及びたばこの煙にさらされることが死亡、疾病及び障害を引き起こすことが科学的証拠により明白に証明されていること、並びに価格及び課税に関する措置が、様々な人々、特に年少者のたばこの消費を減少させることに関する効果的及び重要な手段であること等が規定されている。また、他の先進諸国と比べて我が国のたばこ価格が低い状況にある。</p> <p>○「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の批准国として、たばこ対策の一層の取組が求められている。また、「健康日本 21」において、たばこに関する目標が設定されていることや、「がん対策推進基本計画」においても、たばこ対策が重要な位置付けとされていることを踏まえ、引き続き、たばこ対策を強力に進める必要がある。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性</p> <p>喫煙が健康に与える悪影響は明らかであり、たばこ対策は重要な課題として、平成 12 年より「健康日本 21」において、①喫煙が及ぼす健康影響についての知識の普及、②未成年者の喫煙の防止、③受動喫煙の防止の徹底、④禁煙を希望する者に対する禁煙支援の 4 つを柱として総合的なたばこ対策を推進してきた。その結果、喫煙率の減少はもとより、「健康日本 21」に掲げているたばこに関する全ての項目において改善が見られ、一定の成果を上げてきたところである。今後、更なる喫煙率の減少を図っていくためには、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」でも指摘されているとおり、価格及び課税に関する措置が、様々な人々、特に未成年者の喫煙防止に効果的であることから、たばこ税の税率の引上げが必要である。</p>	
今 回 の 要 望	政策評価体系における位置付け	<p>（基本目標 I） 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>（施策目標 11） 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること （11-2） 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること</p>
	政策の達成目標	喫煙率を減少させることで、たばこの健康に与える悪影響を低減させる。

	租税特別措置の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	平成22年度概算要求において、たばこ対策関係予算として、306百万円を要求している。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	たばこの健康影響に関する普及啓発等を行うとともに、成人の喫煙率の減少、未成年者の喫煙防止に効果的なたばこ税の税率の引上げを行う。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	—
	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成19, 20年度要望においては、長期検討課題とされていたが、平成21年度要望では、税制改正大綱（自由民主党及び公明党）において、検討事項とされた。	